現状では、放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により、種苗放流量が減少している。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、資源状況が高位で安定している系群がある一方で、低位の系群が増加する傾向にある。資源状況が低位で減少傾向にあるトラフグについては、平成26年３月に水産庁内に設置した有識者からなる資源管理のあり方に関する検討会において、種苗放流と資源管理の一層の連携の必要性が指摘されている。また、広域種の種苗放流尾数は総じて減少傾向にあり、資源状況が安定しているため放流尾数を減少させているケース、放流尾数は減少しているものの種苗を大型化すること等により放流効果を確保しているケース、都道府県の財政状況の悪化や燃油高騰等による漁業者の負担能力の低下等により種苗放流の経費の確保が困難となっているケースが混在している。

このような中で、広域種の栽培漁業に係る様々な課題や問題を解決するため、平成22年度に全国を６つの海域に分け、海域栽培漁業推進協議会（以下「海域協議会」という。）が設立された。海域協議会で海域ごとの関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討を進めているところである。

進、⑶集中的な放流、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な放流事業の実施について定められたところであり、このような水産基本計画の規定及び現行の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の下、栽培漁業に関する施策を実施することとされている。

現状では、放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により、種苗放流量が減少している。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、資源状況が高位で安定している系群がある一方で、低位の系群が増加する傾向にある。資源状況が低位で減少傾向にあるトラフグについては、平成26年３月に水産庁内に設置した有識者からなる資源管理のあり方に関する検討会において、種苗放流と資源管理の一層の連携の必要性が指摘されている。また、広域種の種苗放流尾数は総じて減少傾向にあり、資源状況が安定しているため放流尾数を減少させているケース、放流尾数は減少しているものの種苗を大型化すること等により放流効果を確保しているケース、都道府県の財政状況の悪化や燃油高騰等による漁業者の負担能力の低下等により種苗放流の経費の確保が困難となっているケースが混在している。

このような中で、広域種の栽培漁業に係る様々な課題や問題を解決するため、平成22年度に全国を６つの海域に分け、海域協議会が設立された。海域協議会で海域ごとの関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討を進めているところである。

資源造成型栽培漁業の推進に当たっては、資源管理計画に基づく資源管理の取組として、種苗放流と資源管理の連携が進められているほか、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術が開発された。今後においては、種苗放流と漁獲管理の連携を一層強化するとともに、開発された技術を活用することにより、種苗放流が再生産につながっているか、種苗放流によって遺伝的多様性が損なわれていないか等について科学的に検証を行いながら、資源造成型栽培漁業を一層推進することが重要と考えられる。

また、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によっては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。

このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進めることが重要と考えられる。

一方、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の種苗生産施設は今なお復旧途上にあり、この海域の重要魚種であるヒラメ、アワビ等の種苗生産能力は震災前の水準までは回復していない。

このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「豊かな海づくり協会」という。）、漁業者団体その他関係団体並びに漁業者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、以下の取組を推進する。

第１　水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

⑴　（略）

⑵　（略）

資源造成型栽培漁業の推進に当たっては、資源管理計画に基づく資源管理の取組として、種苗放流と資源管理の連携が進められているほか、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術が開発された。今後においては、種苗放流と漁獲管理の連携を一層強化するとともに、開発された技術を活用することにより、種苗放流が再生産につながっているか、種苗放流によって遺伝的多様性が損なわれていないか等について科学的に検証を行いながら、資源造成型栽培漁業を一層推進することが重要と考えられる。

また、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によっては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。

このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進めることが重要と考えられる。

一方、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の種苗生産施設は今なお復旧途上にあり、この海域の重要魚種であるヒラメ、アワビ等の種苗生産能力は震災前の水準までは回復していない。

このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「豊かな海づくり協会」という。）、漁業者団体その他関係団体並びに漁業者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、以下の取組を推進する。

第１　水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

⑴　（略）

⑵　（略）